

隨時監査申入書

2008(平成20)年12月25日

仙台市監査委員 殿

〒980-0021 仙台市青葉区中央4-3-28 朝市ビル3階

宮城地域自治研究所内

申入人 仙台市民オンブズマン

代表 十河 弘

tel 022-227-9900 fax 022-227-3267

第1 申入の趣旨

仙台市長梅原克彦による仙台市のタクシーチケット利用に関して、地方自治法199条5項に基づく隨時監査を実施されたい。

第2 申入の理由

1 公表された事実

- (1) 仙台市長梅原克彦（以下「梅原市長」という。）が、2006（平成18）年4月から2008（平成20）年9月までの2年半に使った仙台市秘書課のタクシーチケット927枚（総額128万8340円）のうち、行き先不明のものが875枚、合計119万2350円であることが報道された。【2008年11月28日河北新報朝刊】
- (2) 仙台市役所内部の申し合わせでは、タクシーチケットは金券に相当するため、所属課、使用者、料金、実際に通った経路を明記するよう定め、私用を禁じている。また、2007（平成19）年7月には、仙台市監査委員が「全序的に記載に不備のあるものが多い」として適正な取扱をするよう指摘したことを受け、総務局がタクシーチケットの適正使用を呼びかけた。【2008年11月28日河北新報朝刊】

(3) 前記(1)の報道に際し、梅原市長は2008(平成20)年11月27日、「市長の仕事は非公式な会合や交渉事も多い。相手が誰かを推測されるような記録を残すことは、相手に迷惑をかけることになるので十分配慮しないといけない。」、「市長がどういった所に動いたかということは重要な情報のヒントになる。仕事の性格上、ある程度、弾力的な運用もやむを得ない。」、「100%公務に使っている。」などと弁明した。【2008年11月28日河北新報朝刊】

なお、浅野史郎前宮城県知事は、「本来、公務ならば可能な限り公用車を使うべきだろう。知事だった当時、公務でタクシーを使う機会はほとんどなかった。」と述べている。【2008年12月3日河北新報朝刊】

(4) 2008年12月1日、梅原市長は、2005(平成17)年8月の就任後2008年9月までの間に公費支出したタクシー料金のうち行き先不明分221万670円(タクシーチケットが1110枚、計143万8940円、タクシーカーポン券が254枚、計77万1730円)を仙台市に返納した。

【2008年12月3日河北新報朝刊】

梅原市長は、同年12月2日の定例記者会見で、「機密の保持という観点に、やや重点を置き過ぎた」などと弁明し、「(タクシーチケットは)全て公務で使ったということだが第三者に渡していたということはなかったのか」との質問に対して「それはありません。」と明確に否定した。【2008年12月2日市長記者会見】

(5) 2008年12月8日、梅原市長が東京出張していた2008年2月7日から同月8日の間、市長名義のタクシーチケットが使用されていたことが発覚した。この点に関し、梅原市長は、タクシーチケットを第三者に譲渡していないという従前の説明を翻し、「50枚前後を第三者に渡した」と認め、「自分が主催する会合や有識者、団体との懇談などで出席者に渡した」と弁明した。【2008年12月9日河北新報朝刊】

(6) 以上より、

ア ①梅原市長は、2005年8月から2008年9月までの間、仙台市のタクシーチケット50枚前後を第三者に譲渡し、②仙台市は、その第三者が使用したタクシーチケット代金をチケット会社に支払い、③梅原市長は、

上記②の代金を仙台市に返納することにより負担した事実が認められる。

イ また、梅原市長はタクシーチケットを公務以外には使っていないと説明しているものの、第三者への譲渡について前述のとおり虚偽の説明をしていたことや浅野前知事のコメントからすると、その信用性を認めがたく、公務以外にも使っていた可能性が高い。

2 財務に関する執行

(1) 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行を監査する権限を有し（地方自治法199条1項）、必要があると認めるときはいつでも同監査をすることができる（同条5項）。そして、上記財務監査に際しては、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようしなければならない。」という点に特に留意しなければならないとされている（同条3項）。

(2) 「財務に関する事務の執行」（地方自治法199条1項）とは予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財務管理等の事務の執行をいうと解される。

そして、梅原市長が第三者にタクシーチケットを譲渡した行為、仙台市がそのタクシーチケット代金を支払った行為及び第三者が使用したタクシーチケット代金を返納した行為は、支出に関する事務であるとともに、現金並びに有価証券の出納事務に関するものである。

また、梅原市長が自らタクシーチケットを使用した行為も有価証券の出納事務に関するものである。

従って、梅原市長の上記各行為は、「財務に関する事務の執行」にあたる。

3 財務に関する執行の違法性・不当性

(1) 梅原市長が第三者にタクシーチケットを譲渡した行為及び第三者が使用したタクシーチケットの代金を仙台市に返納した行為は、公職選舉法199条の2が規制する公職の候補者等の寄附の禁止に抵触する可能性が高い。

すなわち、タクシーチケットを譲り受けた第三者が仙台市内に住民票を有する者である場合、有価証券であるタクシーチケットを譲渡する行為は同条

が定める「寄附」に該当すると解される。また、梅原市長が第三者に譲渡したタクシーチケットの代金も仙台市に返納しているところ、これは実質的に見れば梅原市長が当該第三者にタクシ一代金を交付したものと言え、「寄附」に該当すると認められる。

そして、梅原市長の弁明によれば、タクシーチケットを譲渡した第三者は「自分が主催する会合や有識者、団体との懇談などの出席者」であり、その多くは仙台市在住の者と推察される。

従って、梅原市長の上記行為は、公職選挙法199条の2に抵触し違法である可能性が高い。

(2) 梅原市長の第三者に対するタクシーチケット譲渡が公職選挙法199条の2に抵触する場合、それに基づき仙台市がチケット会社に対して行ったタクシーチケット代金の支出の違法性及び不当性が問題となる。

すなわち、梅原市長の上記行為が公職選挙法199条の2に抵触し違法となる場合、それは何人の目から見ても明らかな違法行為と映り、タクシーチケットを譲り受けた第三者も違法行為であることを知り又は知り得べきであったと言え、その譲渡行為を無効としなければ公職選挙法199条及び200条で寄附を禁止した趣旨が没却されてしまう。従って、梅原市長によるタクシーチケット譲渡行為は違法無効と解される。

そうすると、本来仙台市は当該タクシーチケット代金を支払う義務がないのであり、にもかかわらず漫然とタクシーチケット代金を支出した行為は違法若しくは不当な公金支出となる可能性がある。

(3) 梅原市長が、タクシーチケットを公務以外で使用した場合（公務以外で第三者に譲渡した場合も含む）、市長の職務と関係なく使用したものとして違法というべきである。仙台市における従来のタクシーチケット利用申し合わせ事項にも、「私用の禁止」が挙げられている。

4 監査を求める事項

以上の次第であるため、監査委員に対し、以下の監査を実施することを求める。

(1) タクシーチケット会社及びタクシー会社に照会して、梅原市長が使用した

タクシーチケット（第三者に譲渡したものも含む）と乗務日報とを照合し、いつ（日時）、どこからどこまで移動したか（経路）を調査。

- (2) 前記（1）の調査の結果並びに梅原市長からの聴取及び梅原市長の業務日誌等により、
- ① 梅原市長が第三者に譲渡したタクシーチケットの特定。
 - ② 梅原市長が公務以外の目的で使用したタクシーチケットの特定。
- (3) 梅原市長による第三者へのタクシーチケット譲渡行為及びタクシーチケット代金返納行為の違法性及び不当性。
- (4) 仙台市の当該タクシーチケット代金の支出行為の違法性及び不当性。
- (5) 梅原市長が公務以外の目的でタクシーチケットを使用していた場合、その違法性及び不当性。
- (6) 前記（3）ないし（5）が違法又は不当である場合、各行為の是正措置。

第3 添付資料

- 1 2008年11月28日河北新報朝刊記事（「仙台市長のタクシー券119万円分行き先書かず」との見出し）
- 2 2008年11月28日河北新報朝刊記事（「タクシー券行き先不記入『百パーセント公務』との見出し）
- 3 2008年12月3日河北新報朝刊記事（「納得できる説明を」との見出し）
- 4 2008年12月3日河北新報朝刊記事（「仙台市長タクシ一代221万円返納『今後は行き先明記』との見出し）
- 5 2008年12月2日仙台市長記者会見（仙台市役所ホームページ）
- 6 2008年12月9日河北新報朝刊記事

以上